

朝霞市規則第 号

朝霞市乳児等通園支援事業の認可に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の実施の申請)

第3条 法第34条の15第2項の規定による認可の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）により行うものとする。

(乳児等通園支援事業の認可通知書又は却下通知書の交付)

第4条 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしたときは、乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしないときは、乳児等通園支援事業認可申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(乳児等通園支援事業の内容の変更の届出)

第5条 施行規則第36条の36第3項又は第4項の規定による届出は、乳児等通園支援事業内容変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

(乳児等通園支援事業の廃止又は休止の申請)

第6条 法第34条の15第7項の規定による承認の申請は、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書（様式第5号）により行うものとする。

(乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認)

第7条 市長は、乳児等通園支援事業の廃止又は休止を承認したときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認書（様式第6号）を交付するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名

児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -			
	電 話：			
	メー ル：			
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職 名	
	氏 名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定 年 月 日	年 月 日			

2. 添付書類

別紙「朝霞市乳児等通園支援事業に係る認可申請の提出書類一覧」のとおり

様式第2号（第4条関係）

乳児等通園支援事業認可通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第34条の15第2項の規定により下記の事業を認可する。

記

実施事業

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第4条関係）

乳児等通園支援事業認可申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第34条の15第6項の規定により、下記のとおり却下する。

記

却下の理由

教 示

- 1 のがをに訴処日は過が処の分
2 こ翌でこ知おえ分のた、しで分翌の
3 の日きのついでをの翌だそたき（日取
の処かま処たて提取引の場な審か消
分らす。分日朝起消か、審合く査らし
に起す。にの霞すし上査はな請起の
つ算に。つ翌市るの起記請、り求算訴
いしつ翌日をこ訴算の求審まをしえ
ててはから表がはて間対請。た1提
不3、起すで、6がす求な場年起
服か上算るきそか経るをお合をす
が月記し者まの月過裁す、に経る
ある内1てはす審以す決る正は過こ
場合、の6朝。査内る）こ当、しと
取場、に、審か霞な請に前がとなそたが
は、霞査月市お求提にあや理の後認め
こ市、の請求内と上対するこの日のあ請る
の長にほ、朝すの審決が（審かのはす査が
分対し、霞の審決が（審かのはす査が
があて審のを）請あきます。請求を記決をす。
た査被、求つす。請求を記決をす。
こ市。査ができ（審かのはす査が
か、霞すの審決が（審かのはす査が
の、朝すの審決が（審かのはす査が
ほ、朝すの審決が（審かのはす査が
のにな記するこの日のあ請る
請求内と上対するこの日のあ請る
請以長、に起すこた分が査あら
査月市お求提にあや理の後認め
審か霞な請に前がとなそたが
の6朝。査内る）こ当、しと
1てはす審以す決る正は過こ
記し者まの月過裁す、に経る
上算るきそか経るをお合をす
、起すで、6がす求な場年起
はら表がはて間対請。た1提
てか代とえし期に査すしてを
い日をこ訴算の求審まをしえ
つ翌市るの起記請、り求算訴
に起す。にの霞すし上査はな請起の
分らす。分日朝起消か、審合く査らし
の処かま処たて提取引の場な審か消
の日きのついでをの翌だそたき（日取
こ翌でこ知おえ分のた、しで分翌の
のがをに訴処日は過が処の分

様式第 4 号（第 5 条関係）

（表）

乳児等通園支援事業内容変更届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

所在地
名称
代表者氏名
事業（施設）名称
事業の実施場所

年 月 日付け 第 号で認可を受けた事業の内容
を、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 変更する事項

（１）事業（施設）の名称

変 更 前	変 更 後

（２）事業の種類

変 更 前	変 更 後

（３）事業の実施場所

変 更 前	変 更 後

(裏)

(４) 法人格を有することを証する書類

変 更 前	変 更 後

(５) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

変 更 前	変 更 後

(６) 事業の運営についての重要事項に関する規程

変 更 前	変 更 後

(７) 経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員

変 更 前	変 更 後

2 変更年月日 年 月 日

様式第 5 号（第 6 条関係）

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名
事 業（施設）名 称
事 業 の 実 施 場 所

年 月 日付け 第 号で認可を受けた事業の廃止（休止）
について、児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 7 項の承認を受けたいので次のとおり申請しま
す。

- 1 廃止又は休止の理由
- 2 現に保育を受けている乳幼児に対する措置
- 3 廃止しようとする場合は廃止の期日及び財産の処分の方法
- 4 休止しようとする場合は休止の予定期間

様式第 6 号（第 7 条関係）

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項の規定により、下記のとおり承認する。

記

- 1 事業（施設）名称
- 2 事業の実施場所
- 3 承認する条件
- 4 廃止年月日又は休止期間